

2025年度社会福祉法人実地指導の結果

(1) 実地指導の実施状況

2025年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりとなります。なお、監査の実績はありませんでした。

対象法人数※	実施法人数 (①)	文書指摘法人数 (②)	口頭指摘法人数	延べ指摘事項数 (③)	文書指摘率 (②/①)	1法人当たり指摘事項数(③/①)
41	13	3	13	88	23.1%	6.8件

※2026年3月31日時点

(2) 文書指摘事項

2025年度の実地指導における主な文書指摘事項について、具体的事例と改善の際の注意点を紹介します。

具体的事例
<p>◇ 評議員になることができない者が選任されているため、是正すること。</p> <p>評議員会は、中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関であり、法人の職員から評議員を選任することは適当ではない。</p> <p>しかしながら、非常勤職員として雇用する者を評議員として選任していた事例が見受けられた。</p> <p>(法第40条第2項、審査基準第3-2-(3)、ガイドラインI-3-(1)-2)</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>評議員となることができない者は、下記のとおりです。</p> <p>当該法人の職員・役員、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者、欠格事由(法40条第一項)に該当する者、暴力団員等の反社会的勢力の者。</p> <p><選任の際の注意点></p> <p>上記に該当せず、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより新たな評議員を選任してください。</p> <p>(例：理事会で新たな評議員候補者を推薦し、評議員選任・解任委員会で選任)</p>

根拠法令等

略称	正式名称
法	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
ガイドライン	平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
審査基準	平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号「社会福祉法人の認可について」別紙 1「社会福祉法人審査基準」